

「店頭外国為替証拠金取引インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更  
(平成29年2月27日)

現 行				変 更 後		
(前 文)	(省 略)			(前 文)	(現行どおり)	
(枠 内)	(省 略)			(枠 内)	(現行どおり)	
I～VI	(省 略)			I～VI	(現行どおり)	
カバー先 の商号	業務内容	監督当局	対象サービス	カバー先の商号	業務内容	監督当局
(追 加)				エクス・ティ ー・エクス・マ ーケッツ・リミテ ッド(XTX Markets Limited)	リクイディ ティプロバ イダー	英金融行為機構 および英健全性 規制機構
(追 加)				ルーシッド・マー ケッツ(Lucid Markets UK LLP)	リクイディ ティプロバ イダー	英金融行為機構 および英健全性 規制機構
VII～IX	(省 略)			VII～IX	(現行どおり)	
(本 文)				(本 文)		
1. 本取引のルールおよび仕組みについて				1. 本取引のルールおよび仕組みについて		
(1)～(3)	(省 略)			(1)～(3)	(現行どおり)	
(4) 取引の方法				(4) 取引の方法		
①	(省 略)			①	(現行どおり)	
② 基準価格および証拠金額				② 基準価格および証拠金額		
(a)	(省 略)			(a)	(現行どおり)	
(b)	必要証拠金額は、当社ホームページの「取引要 綱」をご参照ください。			(b)	必要証拠金額は、当社ホームページの「取引 ルール」をご参照ください。	
(c)～(d)	(省 略)			(c)～(d)	(現行どおり)	
③～⑨	(省 略)			③～⑨	(現行どおり)	
(5) 公租公課				(5) 公租公課		
	当社は、お客様の本取引について差金等決済を行 った場合には、原則として、当該お客様のご住所、 氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所 轄税務署長に提出します。				当社は、お客様の本取引について差金等決済を行 った場合には、原則として、当該お客様のご住所(所 在地)、氏名(法人名)、支払金額等を記載した支払 調書を当社の所轄税務署長に提出します。	
③～⑨	(省 略)			③～⑨	(現行どおり)	
2.～3.	(省 略)			2.～3.	(現行どおり)	
4. 禁止行為				4. 禁止行為		
(1)～(20)	(省 略)			(1)～(20)	(現行どおり)	
(21)	通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金 取引を含みます。以下同じ)につき、個人のお客 様が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます) が、想定元本の4%に不足する場合に、取引成立後			(21)	店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託 額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成 立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させる ことなく当該取引を継続すること。	

現 行				変 更 後			
<p><u>直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。</u></p> <p>(22) <u>通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における個人のお客様が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます)が、想定元本の4%に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。</u></p>				<p>(22) <u>店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること。</u></p>			
6. (省 略)				6. (現行どおり)			
7. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決				7. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決			
(1)～(3) (省 略)				(1)～(3) (現行どおり)			
(4) 苦情処理および紛争解決 (省 略)				(4) 苦情処理および紛争解決 (現行どおり)			
東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 <u>2-1-13 第三証券会館</u>				東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 <u>2-1-1 第二証券会館</u>			
別紙				別紙			
1. (省 略)				1. (現行どおり)			
2 取引通貨ペアの種類、最小変動幅、レバレッジおよび最小売買単位				2 取引通貨ペアの種類、最小変動幅、レバレッジおよび最小売買単位			
	シストレ24	トライオー トFX	FX24		シストレ24	トライオー トFX	FX24
レバレッ ジ	個人・法人 ともに最大 25倍です。	個人のお客 様は最大25 倍、法人の お客様は最大 100倍で す。	新規注文の 発注時に、 当社が規定 する下記コ ースの中か らいずれか ひとつをお 選びいた だきます。  (a) レバレ ッジ1倍  (b) レバレ ッジ3倍  (c) レバレ ッジ5倍	レバレッ ジ	個人のお客 様は最大25 倍です。 法人のお客 様は毎週見 直しされ変 動します。	個人のお客 様は最大25 倍です。法 人のお客様 は毎週見直 しされ変動 します。	個人のお客 様は新規注 文の発注時 に、当社が 規定する下 記コースの 中からい ずれかひとつ をお選び ただいま す。  (a) レバレ ッジ1倍  (b) レバレ ッジ3倍

現 行				変 更 後			
			(d) レバレッジ10倍 (e) レバレッジ25倍 (f) <u>レバレッジ50倍</u> (g) <u>高レバレッジ</u> ※ (f)(g)は法人のみ選択可能です。 ※ (g)のレバレッジは、最大100倍です				(c) レバレッジ5倍 (d) レバレッジ10倍 (e) <u>レバレッジ25倍</u> 法人のお客様は最大レバレッジのみ選択可能です。最大レバレッジは毎週見直しされ変動します。

3 必要証拠金額の算出方法

(追 加)

	シストレ24	トライオートFX	FX24
必要証拠金額の算出方法	(省 略)		
両建て時			

(追 加)

3 必要証拠金額の算出方法

(1) 個人のお客様

	シストレ24	トライオートFX	FX24
必要証拠金額の算出方法	(現行どおり)		
両建て時			

(2) 法人のお客様

	<u>シストレ24</u>	<u>トライオートFX</u>	<u>FX24</u>
必要証拠金額の算出方法	時価評価額×為替リスク想定比率	各通貨ペアの基準価格(毎営業日の終値)×為替リスク想定比率=翌営業日の必要証拠金額	
両建て時	売ポジションと買ポジションの必要証拠金額の合計	売ポジションと買ポジションの必要証拠金額の多い方のポジションに対してのみ計算	

※協会が金曜日に公表した「為替リスク想定比率」の値を翌週土曜日に適用します。

現 行	変 更 後
<p>4～10 (省 略)</p> <p>11 シストレ 24 に関する重要事項  (1)～(10) (省 略)  ①～② (省 略)  ③選択したストラテジーの必要証拠金額については、  最大保有ポジション数を考慮してください。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>平成 28 年 12 月 19 日</u></p>	<p>4～10 (現行どおり)</p> <p>11 シストレ 24 に関する重要事項  (1)～(10) (現行どおり)  ①～② (現行どおり)  ③選択したストラテジーが最大保有ポジション数の  ポジションを保有した際、必要証拠金も保有ポジ  ション数に応じて増加します。お客様の証拠金状況に  よっては、ロスカットされるおそれがあります。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>平成 29 年 2 月 27 日</u></p>